

包括外部監査の結果報告書

平成 14 年 3 月 25 日

倉敷市包括外部監査人

高見 太平

第 1 章 外部監査の概要

第 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び倉敷市外部監査契約に基づく監査に関する条例
第 2 条に基づく包括外部監査

第 2 選定したテーマ（特定の事件）

貸付金の管理状況について

第 3 テーマを選定した理由

貸付金に関する歳出（貸付）、歳入（回収）及び年度末残高は相当な金額に達しており、
また相次ぐ金融機関の破綻により、地方自治体においても不良債権などの貸付金に関する
情報開示は倉敷市民にとっても関心の高いものと考えテーマとして選定した。

第 4 外部監査の方法

1. 監査の要点

- ① 貸付金の内部規定は整備されているか。
- ② 貸付金の台帳管理は適切か。
- ③ 延滞貸付先の状況把握はされているか。
- ④ 貸付金の回収事務は適切か。

2. 主な監査手続

① 単年度方式による貸付金

貸付金の残高には計上されないが、同一年度内に貸付が実行され回収される単年度方式による貸付金の平成 12 年度において、貸付及び回収されたもののうち平成 12 年度当初予算額の多い主なもの 12 件(一般会計分のみ)を抽出して規程及び契約書のとおりに実行及び回収がされているかを検証した。

但し、倉敷市土地開発公社に対する貸付金については、平成 12 年度の包括外部監査において平成 11 年度分を監査済みのため省略した。

② 平成 12 年度末に残高のある貸付金

平成 13 年 3 月 31 日現在の貸付金残高を把握するため、所管課より平成 11 年度及び 12 年度の増減及び残高の状況表を提出してもらい、残高の小さい「漁船建造資金貸付金」及び基金会計である「倉敷市緊急援護資金貸付基金」を除く 9 件の貸付金制度について、関係書類を照合することにより手続が適正に実施されているか検証し、回収可能性を検討した。

第 5 監査対象

平成 12 年度に貸付及び回収された貸付金及び平成 12 年度末に残高のある貸付金

第 6 外部監査の実施期間

平成 13 年 4 月 17 日から平成 14 年 3 月 22 日まで

第 2 章 監査対象の概要

1. 倉敷市の貸付金の概要

倉敷市における貸付金の制度は、執行名称別に平成 12 年度末現在で、31 の制度に分類できる。

平成 11 年度及び 12 年度の「執行名称別・予算執行状況」及び「倉敷市一般会計・特別会計決算書」によれば、貸付金に関する歳出の支出済額は、以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

項 目	平成 11 年度	平成 12 年度	増 減
一 般 会 計	20,322,172	19,607,921	△714,251
特 別 会 計	444,069	480,136	36,067
基 金	13,203	10,215	△2,988
合 計	20,779,444	20,098,273	△681,171

これに対して歳入の収入済額は、元利合計で以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

項 目	平成 11 年度	平成 12 年度	増 減
一 般 会 計	20,295,305	19,674,392	△620,913
特 別 会 計	863,965	815,976	△47,989
基 金	11,805	10,858	△947
合 計	21,171,075	20,501,227	△669,848

この貸付金制度を貸付形態別に分類すると、いわゆる直接貸付と間接貸付の２種類に分類される。直接貸付とは市が融資先に直接融資するもので19制度あり、間接貸付とは市が融資先に直接融資するのではなく金融機関等に保証金を預託してそれを担保として末端の融資先には金融機関等が融資するもので12制度ある。

平成12年度の貸付形態別の決算額は、歳出合計20,098,273千円の内直接貸付の合計額は13,518,862千円、間接貸付の合計額は6,579,410千円であり、歳入元利合計20,501,227千円の内直接貸付の合計額は13,921,606千円、間接貸付の合計額は6,579,620千円となっている。一方、単年度方式による貸付金につき、平成12年度に貸付及び回収された貸付金明細は以下の通りである。

平成12年度単年度方式による貸付金明細

(単位：千円)

貸付先・貸付制度名	所 管	平成12年度貸付額
チボリジャパンへの貸付金	企画政策室	8,083,300
倉敷市土地開発公社貸付金	財務部財政課	4,523,345
小口資金融資預託金	商工労働部商工課	3,334,000
企業安定資金融資預託金	商工労働部商工課	2,416,000
勤労者融資預託金	商工労働部労政課	410,000
児島市民病院事業会計貸付金	保健福祉推進課	300,000
商工組合中央金庫貸付金	商工労働部商工課	150,000
創業等支援資金融資預託金	商工労働部商工課	120,000
土地区画整理事業資金融資預託金(新倉敷駅南第一)	新倉敷駅周辺開発事務所	77,775
倉敷市開発公社貸付金	財務部財政課	61,000
民間保育所運営資金貸付金	福祉部児童福祉課	60,000
居宅介護等事業貸付金	福祉部高齢福祉課	43,311
岡山県労働者信用基金協会貸付金	商工労働部労政課	29,290
公害防止施設改善資金預託金	環境部環境保全課	18,000
土地区画整理事業資金融資預託金(新倉敷駅南第二)	新倉敷駅周辺開発事務所	17,190
学校給食会貸付金	学校教育部学校保健課	10,000
高齢者等住宅整備資金預託金	福祉部高齢福祉課	6,305
クリーンネット購入費貸付金	環境部環境衛生課	2,000
住宅移転資金預託金	環境部環境保全課	632
市街地再開発事業資金融資預託金	都市開発部開発指導課	217
合 計		19,662,365

また、一般的に公会計自体が単年度の予算会計で残高に対する考え方が希薄なため、貸付金の残高の正確な把握は不可能だった。

次善の方法として、以下の方法により元利合計の残高を計算した。

①「財産に関する調書」の「債権」に計上されている貸付金残高

②平成 12 年度決算書に計上されている収入未済額

③各所管課に質問して提出してもらった貸付金残高

以上を勘案して以下の貸付金残高明細を作成した。

平成 12 年度末貸付金残高明細（元利合計）

（単位：千円）

貸付先・貸付制度名	所 管	貸付金残高
住宅新築資金等貸付金	建 築 部 住 宅 課	1,576,617
水洗便所改造資金貸付金	下 水 道 部 下 水 普 及 課	779,910
奨 学 資 金 貸 付 金	学 校 教 育 部 学 事 課	223,583
地域総合整備資金貸付事業貸付金	企 画 政 策 室	196,154
生 業 資 金 貸 付 金	人権政策部同和対策室	38,992
結 婚 資 金 貸 付 金	人権政策部同和対策室	21,136
倉敷市緊急援護資金貸付基金	福 祉 部 生 活 福 祉 課	12,119
高 額 療 養 費 貸 付 金	保 険 部 国 民 健 康 保 険 課	10,160
浴 槽 設 置 資 金 貸 付 金	建 築 部 住 宅 課	1,805
環 境 改 善 資 金 貸 付 金	建 築 部 住 宅 課	1,164
漁 船 建 造 資 金 貸 付 金	農 林 水 産 部 農 林 水 産 課	333
合 計		2,861,973

（注）一部については、予定残高となっているものもある。

第 3 章 監査の結果及び意見

第 1 単年度方式による貸付金

単年度方式による貸付金の実行及び回収の状況について関係諸資料により監査を実施した結果は以下の通りである。

1. チボリ・ジャパンへの貸付金

(1) 制度の概要

㊦目的

倉敷市は、倉敷チボリ公園事業への参画に伴い公園内の施設及びアトラクションの建設費を対象として、無利子 15 億円、年 1 % 利子 70 億円の計 85 億円を 15 年間（3 年据置で以後毎年 12 分の 1 ずつの分割返済）チボリ・ジャパン株式会社に貸し付けるもの。

なお、市の財政上の理由から期間 15 年の貸付は困難であったので、1 年度内に貸付金が償還される短期貸付（予算上歳出に貸付金を計上するものの、歳入として同額の貸付金回収収入を充当するので、市税収入等の一般財源の充当を要しない。）の方法によっている。

㊧貸付及び回収実績

平成 12 年度貸付額	8,083,300 千円
平成 12 年度回収額（元利合計）	8,147,625 千円

(2) 監査結果

平成 12 年度の金銭消費貸借契約書によれば貸付期間は、平成 12 年 4 月 3 日から平成 13 年 3 月 30 日までの 362 日であり平成 13 年 3 月 31 日現在ではチボリ・ジャパンに対する貸付金は存在しない。このことはチボリ・ジャパン株式会社の第 12 期（平成 12 年 4 月 1 日より平成 13 年 3 月 31 日まで）営業報告書の貸借対照表によって確認した。

しかし、貸手である市の財政的理由により毎年度金銭消費貸借契約を更新する短期貸付としているが、実質的には 15 年間を期間とする長期貸付と貸手、借手の双方が認識しているとの事である。そのため金銭消費貸借期間に該当しない期間（平成 12 年度では平成 12 年 4 月 1 日、4 月 2 日及び平成 13 年 3 月 31 日の 3 日分）についても利息を収受している。当該 3 日分の利息は 535,384 円である。

なお、初回貸付から 3 年経過した時点から毎年 12 分の 1 ずつ分割返済しており、14 年目（平成 23 年 4 月 25 日）にて完済する予定である。

また、平成 12 年度のチボリ・ジャパン側の借入金およびその返済の事実を確認するため会社に往査し帳簿類および預金通帳を照合した結果倉敷市側と合致した。

その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

倉敷市の財政上の理由及び長期のリスクを回避するため、単年度貸付けとして毎年の貸付の実行には議会の承認を得ている点問題はないと思われる。もし回収が危ぶまれるときには貸付けを取りやめることができるとは言うものの、毎月の残高試算表、四半期毎の資金繰り状況、利益計画及び資金計画等の提出を求め、きめ細かい状況把握に努める必要があると思われる。

なお、今回のチボリ・ジャパンへの貸付金の監査は、チボリ・ジャパン社の監査ではなく、あくまでも市からの貸付金に限定した監査であるので、チボリ・ジャパン社へ往査したもののチボリ・ジャパン側の借入金の帳簿類および預金通帳のみを照合したことを念のため申し添えておく。

2. 小口資金融資預託金、企業安定資金融資預託金、創業等支援資金融資預託金

(1) 制度の概要

㊦目的

市内の中小企業者等の経営の安定化、設備の近代化又は合理化に必要な資金及び市内で新たに事業を開始するもの等の創業等の資金の融資及び保証料補給を行い、本市中小企業の振興を図ることを目的とする。

㊧預託

融資を円滑に行うための資金として、毎年度予算の範囲内で倉敷市が岡山県信用保証協会へ貸付け、保証協会は金融機関へ預託するものとする。

㊨融資の実行

保証協会は、預託金の4倍までの範囲内で各金融機関へ保証して、各金融機関が個々の業者に貸付ける。

従って、市は各個々の事業者ごとの残高は、把握しておらず各金融機関からの銀行別月次実績報告によって、総額で把握しているだけである。

㊩貸付及び回収実績

平成12年度貸付額

小口資金融資預託金	3,334,000 千円
企業安定資金融資預託金	2,416,000 千円
創業等支援資金融資預託金	120,000 千円

平成12年度回収額

小口資金融資預託金	3,334,000 千円
企業安定資金融資預託金	2,416,000 千円
創業等支援資金融資預託金	120,000 千円

(2) 監査結果

岡山県信用保証協会への貸付金については、創業等支援資金融資預託金の追加分70,000千円が平成12年10月2日に貸付けられた以外は平成13年4月2日に5,950百万円の13年度の貸付を実行すると同時に、12年度の貸付5,870百万円の回収をするという同時決済を行っている。年度初めに貸付、出納整理期間内に同額の返済を受けている場合には、年度末(3月31日)においては、貸付残高はゼロということになる。世間一般の経済実態とは乖離している。

その他には、指摘する事項はない。

3. 勤労者融資預託金、岡山県労働者基金協会貸付金

(1) 勤労者融資預託金

⑦制度の概要

倉敷市勤労者融資規則（昭和 43 年 3 月 26 日規則第 13 号）に基づき、市内に居住する勤労者に対し生活資金を貸し付けることにより、豊かな職業生活と勤労者福祉の向上に寄与することを目的としている。

平成 12 年度の勤労者融資の利用状況は次のとおりである。

平成 11 年度末貸出残高	1,627,627 千円
平成 12 年度貸出額	679,599
平成 12 年度回収額	935,522
平成 12 年度末貸出残高	1,371,704 (2,420 件)

融資の手続は岡山労働金庫が行っており、上記数字は岡山労働金庫が作成した「勤労者融資貸出金報告書」に基づく融資実績である。岡山労働金庫は毎月の融資状況を翌月 5 日までに倉敷市へ報告しなければならない。

倉敷市は平成 12 年度に 410,000 千円を無利息の預託金として岡山労働金庫へ支出し、岡山労働金庫がその額の 4 倍を限度として倉敷市に居住する勤労者に融資している。したがって、融資関係書類は岡山労働金庫が保管しており、利息を含む貸出金の欠損は全て岡山労働金庫が負担することになっており、預託金が無利息であるという点を除き、倉敷市の負担はない。この預託金は年度末には返済を受けており、年度始めにまた予算に基づく必要額を預託している。平成 13 年度の預託金は 380,000 千円となった。

(2) 岡山県労働者信用基金協会貸付金

⑦制度の概要

上記の貸付金に関連して、勤労者が労働金庫から貸付を受ける際、財団法人岡山県労働者信用基金協会は岡山労働金庫に対して保証を行っている。財団法人岡山県労働者信用基金協会は、この保証業務の資金として県下 12 市町村に 104,000 千円を財政の規模及び労働者数の比率で負担させている。倉敷市では平成 12 年度において 29,290 千円を財団法人岡山県労働者信用基金協会に貸し付けている。

これは無利息の期間 1 年の貸付金で、年度末には回収している。なお、財団法人岡山県労働者信用基金協会は平成 13 年 4 月 13 日解散しその業務を社団法人日本労働者信用基金協会が引き継ぎ、倉敷市の財団法人岡山県労働者信用基金協会に対する出捐金は全額回収された。

(3) 監査結果

特に指摘する事項はない。

4. 児島市民病院事業会計貸付金

(1) 制度の概要

公営企業児島市民病院の運転資金にあてるため年度中に市民病院の申請により貸付を実行し、年度末に償還する貸付金である。

平成 12 年度の貸付額、償還額は 300,000 千円である。

(2) 監査結果

300,000 千円の貸付金は市民病院の運転資金として年度途中に貸付し年度末に償還する貸付金であるが平成 12 年度では、140,000 千円の償還が出納整理期間に行われている。

従って、倉敷市の平成 12 年度決算では貸付と償還が 300,000 千円であり残高はゼロであるが、倉敷市立児島市民病院事業会計平成 12 年度決算書には負債の部に一時借入金として 140,000 千円の残高が存在する。これは両者の会計制度の違いによるものであり貸付は官庁会計の見地からすれば、適正に行われている。また、関連する証憑書類は、適切に整理保管されている。

その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

貸付金の回収可能性について貸付先の経営状況の検討が必要と考えられるが、市民病院の場合は、倉敷市の行政組織の一部とも考えられるので外部に対する貸付と異なる性格のものであると思う。仮に債務者が外部の者であれば市民病院の決算書から判断する限りでは貸付の継続は躊躇する状況である。

今回は市民病院の経営内容に踏み込んでいないが、決算書上他会計負担金及び他会計補助金を収入に計上しているにもかかわらず連続して欠損を生じており、特に医業損失(一般企業の営業損失に相当)が連続している状況であり、従来の路線に拘らず抜本的な改革が必要である。

5. 商工組合中央金庫貸付金

(1) 制度の概要

商工組合中央金庫は、「商工組合中央金庫法」という法律に基づいて、政府が中小企業の組合とともに共同出資を行い設立した政府系金融機関であり、中小企業金融の円滑化を図るため、設備資金や長期運転資金等幅広く融資を行っているのを始め、経営相談等総合金融機関として、中小企業の成長・発展に欠かせない種々の業務を行っている。本市としては、これら事業を行っている商工組合中央金庫に市内の中

小企業が必要とする事業資金の融資源として覚書に基づき貸付金を交付している。

- ⑦貸付金額 150,000 千円
- ⑧貸付利率 年 0.050%
- ⑨その他 年度当初に証書による貸付を行い、年度末に元本・利子の償還を受けている。

(2) 監査結果

特に指摘する事項はない。

6. 倉敷市開発公社貸付金

(1) 制度の概要

倉敷市が全額出資して、市営の駐車場等の運営を委託している開発公社に対して、運用資金として貸付けている。

- ⑦貸付金額 61,000 千円 (平成 12 年 4 月 1 日実行)
- ⑧貸付利率 年 1.675%
- ⑨償還金額 7,000 千円 (平成 13 年 3 月 30 日定期償還分)
54,000 千円 (平成 13 年 4 月 2 日借換え分)

(2) 監査結果

前記 2. の岡山県信用保証協会に対する貸付と同様、平成 13 年 4 月 2 日に 54,000 千円の 13 年度の貸付を実行すると同時に、12 年度の貸付 54,000 千円回収をするという同時決済を行っている。年度初めに貸付、出納整理期間内に同額の返済を受けている場合には、年度末 (3 月 31 日) においては、融資残高はゼロということになる。世間一般の経済実態とは乖離している。

その他には、指摘する事項はない。

7. 倉敷市民間保育所運営資金貸付金

(1) 制度の概要

⑦目的

民間保育園の経営に必要な資金を予算内で無利息で貸付、保育事業の円滑な運営に資する。

⑧貸付内容

5 年間を限度とし、60,000 千円 (総額)

⑨貸付実績

平成 12 年度 60,000 千円

⑩償還額

平成 12 年度 60,000 千円 (平成 13 年 3 月 27 日)

④事業効果

貸付により運営に係る補助金の削減が図られる。

(2) 監査結果

特に指摘する事項はない。

8. 居宅介護等事業貸付金

(1) 制度の概要

㊦目的

倉敷市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として設立された社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団がその事業として行なう老人居宅介護等事業における人件費等の運営資金として倉敷市が貸付けるものである。

㊧貸付実績

平成 12 年度	43, 311 千円
----------	------------

㊨償還額

平成 12 年度	45, 111 千円（平成 11 年度分 1, 800 千円含む。）
----------	------------------------------------

(2) 監査結果

前記 2. で指摘したのと同じく、年度初めに貸付、出納整理期間内に同額の返済を受けている場合には、年度末（3 月 31 日）においては、融資残高はゼロということになる。世間一般の経済実態とは乖離している。事業団では 45,111 千円の借入残高があることになっている。

また、借用書に年月のみが記入されており日付の記入が無いので、正しく年月日を記入して保管すべきである。

その他には、指摘する事項はない。

9. 公害防止施設改善資金預託金

(1) 制度の概要

㊦目的

市内の中小企業者のうちで、公害発生を防止するために必要な施設を改善又は移転する者に対し、助成措置を行なうことにより、市内中小企業の振興を図るとともに、住民の生活環境の改善に資することを目的とする。

㊧預託

小口資金融資預託金等と同様に、融資を円滑に行うための資金として、毎年度予算の範囲内で倉敷市が岡山県信用保証協会へ貸付け、保証協会は市の指定する金融機関へ預託するものとする。保証協会は、その 3.5 倍までの範囲内で各金融機関へ

保証して、各金融機関が個々の業者に貸付ける。

⑦執行実績

平成 12 年度 預託金 18,000 千円

(2) 監査結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

⑦助成金の複数回の交付について

同一事業者に対して平成 9 年 6 月と平成 12 年 4 月にそれぞれ 820 万円と 950 万円の助成が行われている。2 回とも廃水処理装置である。1 回目と 2 回目との設備の整合性はあるのかどうか、起案書、申請書では未検討である。また、貸付限度額は 1,500 万円となっており、合計では超えているが、年度を分ければ限度を超えてもよいのであれば限度額の有用性が疑問である。

「倉敷市公害防止施設改善等助成条例」「倉敷市公害防止施設改善等助成条例施行規則」の整備が望まれる。

①返済滞留の助成金の管理について

返済不能が確定した場合は、保証協会から預託金は返還されるため、市側にはリスクはないとのことである。しかし、返済残高があるうちは、預託金は預入れたままとなるため引き続き管理は必要である。

第 2 平成 12 年度末に残高のある貸付金

平成 12 年度末に残高のある貸付金の実行及び回収の状況について関係諸資料により監査を実施した結果は以下の通りである。

1. 住宅新築資金等貸付金

(1) 制度の概要

⑦事業内容

同和対策事業として、小集落の居住環境改善を目的として、個人が実施する住宅新築、住宅改修及び宅地取得に対し低金利で資金を貸し付ける事業。

①経過及び現状

厚生省が所管していた世帯更生資金の住宅改修事業を前身とし、昭和 41 年度に建設省住宅局に所管を移し発足した貸付事業に端を発し、逐次貸付対象が拡大された。

倉敷市では、従前の条例を廃止し、昭和 51 年 12 月 20 日付で倉敷市住宅新築資金等貸付条例を制定し、昭和 51 年度から地域改善対策特定事業とし、地区住民の居住

環境の整備、改善を図ってきた。昭和 55 年度～昭和 57 年度のピーク時には 1 年間に 100 件前後もの貸付を実施していた。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が、平成 9 年 3 月 31 日限りでその効力を失うことにより、国の定める住宅新築資金等貸付制度の適用を受けなくなったので、倉敷市においても平成 8 年度末で条例を廃止し、貸付を終了した。

平成 8 年度末の事業終了後の貸付総件数は 918 件となっている。

⑦回収実績（平成 12 年度）

調定額 643,650 千円（うち現年分 166,056 千円、滞納繰越分 477,593 千円）

うち収入済額 131,974 千円（うち現年分 112,651 千円、滞納繰越分 19,323 千円）

収入未済額 511,675 千円（うち現年分 53,404 千円、滞納繰越分 458,270 千円）

（2）監査結果

貸付総件数 918 件のうち償還完了件数 383 件、償還中件数 535 件であるが、電算システムにおいて調定額（元金プラス利息収入）は把握できるが、貸付金残高は算定できないシステムになっている。

平成 12 年度の収入率（調定額のうち収入済額の占める割合）は、20.50%と低い状況であり、とりわけ滞納繰越分の収入率は 4.05%と非常に低い状況である。

その他には、指摘する事項はない。

（3）意見

⑦滞納貸付金について

（2）監査結果のところで指摘しているように、収入率が非常に低い。回収の努力はしていることとは思うが、なお一層の努力が望まれる。

また、現実的に回収不能と判断された貸付金に対しては、不納欠損の処理が実行されていない状況である。借入した本人が死亡したり、重病で今後就業できる見込みがなく、連帯保証人等も高齢だったり、病気療養中といった場合で、担当者が回収努力しても、回収不能と判断されるときは、不納欠損処理を行うべきと考える。

①繰上充用について

当該貸付金は、特別会計にて経理されているが、平成 12 年度の決算書において翌年度繰上充用金 738,522 千円の処理が行われている。数年間にわたり繰上充用金の処理を行うのは、地方自治法施行令第 166 条の 2 の拡大解釈と考える。

2. 水洗便所改造資金貸付金

（1）制度の概要

倉敷市水洗便所改造資金貸付条例（昭和 47 年 7 月 1 日条例第 92 号）、倉敷市水洗便所改造資金貸付条例施行規則（昭和 47 年 7 月 1 日規則第 94 号）に基づき公共下水道に接続するため、既設の便所を水洗便所に改造するために要する資金を融資し、水洗化を促進することを目的としている。

貸付対象者は、公共下水道の処理区域内において既設の汲み取り便所を改造する者、または、下水の処理を開始すべき日前1年以内に既設の汲み取り便所を改造する者、または、倉敷市下水道条例により市長の許可を得た者に限定され、市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を完納していること、保証人がいること等の資格要件がある。貸付限度額は、80万円または50万円で、これを年利3%または一定の要件に該当すれば無利息で50箇月以内の期間にわたって返済することになっている。

貸付の申請は「水洗便所改造資金借入申請書」に規則で定める書類を添えて市長に提出され、借入れが決定されると所定の借用証書が作成される。

平成9年度から12年度の貸付状況は次のとおりである。

平成9年度	件数	1,465件	貸付金額	676,815千円
平成10年度	件数	1,059件	貸付金額	457,770千円
平成11年度	件数	678件	貸付金額	285,075千円
平成12年度	件数	633件	貸付金額	284,450千円

また、平成12年度における貸付金元利収入の収納状況は次のとおりである。

調定額	502,827千円
うち収入済額	491,917千円
収入未済額（178件）	10,909千円

収入未済額の延滞回数別金額は次のとおりである。

1回	2から6回	7から12回	13から24回	25回以上
339,799円	2,217,004円	5,273,553円	2,025,380円	1,054,080円

延滞者178件の未償還残高は19,946,145円である。

この中には5件の破産者の未償還残高875,871円が含まれている。

（2）監査結果

⑦貸付限度額について

1人に複数回貸付される例があり、80万円または50万円という限度額も超過している場合がある。これは、貸家を所有する場合自宅の水洗便所改造資金のほかに貸家の数だけ貸付が受けられるというものである。倉敷市水洗便所改造資金貸付条例（昭和47年7月1日条例第92号）、倉敷市水洗便所改造資金貸付条例施行規則（昭和47年7月1日規則第94号）に規定されていないが、国の水洗化促進要領による早期接続の趣旨から、そのように取り扱われている、とのことである。

貸家についても早期接続が促されるのは当然であるからこの取り扱いに問題はないと考えられる。

①書式の不統一

水洗便所改造資金の申請を受け付けている倉敷地区、児島地区、玉島地区、水島地区で申請書に添付する書類や申請書の記載事項に不統一な点が散見された。また、申請書の欄外にゴム印で受益者負担金賦課予定日、下水道使用料賦課予定日を補充している地区があった。これは資格要件を確認する上で必要な情報であるから、欄外に補充するのではなく、申請書の書式自体を改定すべきである。

⑦申請書の記載漏れ

貸付が無利息で受けられるのは、下水の処理を開始すべき日から1年以内に改造する者または処理開始の日前1年以内に改造する者である。この点から、1年を超過しているのにもかかわらず無利息貸付を受けた者がいないか、平成12年度の全件を調査した。その結果申請書類の記載が不十分であったため、提出を受けた書類からは、1年を経過しているのに無利息貸付を受けたような形となった書類が7件あった。これは、貸付条令第2条の2に該当する私道敷設完了後1年以内及び共同排水設備設置後1年以内に水洗便所に改造したものである。処理開始の告示と私道埋設時期の相違により生じたものである。

⑤借用証書の印紙の消印について

監査対象者60件の借用証書を閲覧したところ60件中9件、印紙に消印がなされていなかった。また、36件については、収入印紙に単に斜線を引いただけのものであり、印章または署名による消印ではなく、消印したことにならないものである。消印は文書作成者のいずれか一方がすればよいので、借用者が消印していない場合には、倉敷市の方で有効な消印をしなければならない。その際、担当者の署名か認印で十分である。

④その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

⑦市税滞納者に対する貸付けについて

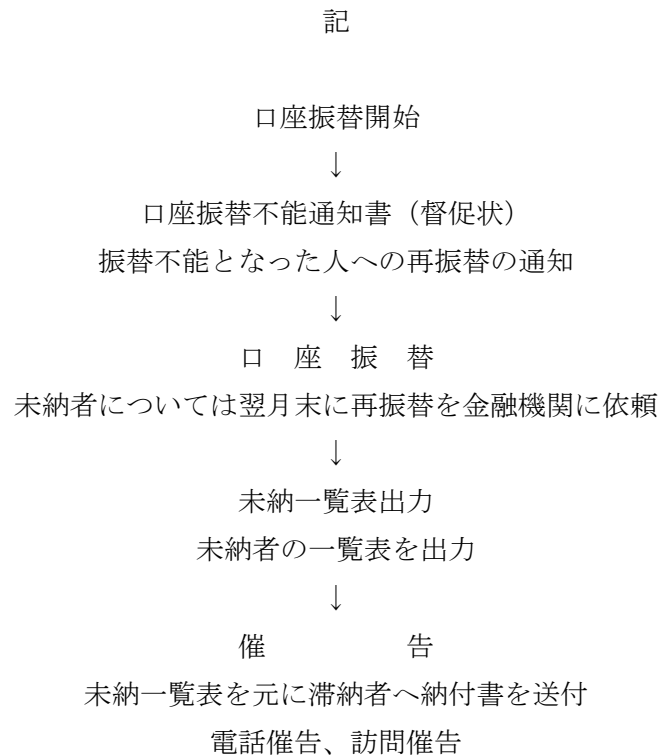
これは、貸付の申請時点で市税などの滞納があっても、その時点で滞納額を完納して申請し直せば貸付けが受けられるというものである。60件調査したうち6件にそのような扱いが見られた。これに対する倉敷市の説明は、つい、うっかりの滞納者が多く完納が確認できれば支給要件に問題はないという。しかし、貸付けを受けたいため市税を完納するのは当然であり、つい、うっかり滞納したかどうかは判断できないはずである。市税を滞納するようなルーズな者からこの貸付金返済の滞納者がでてくることの類推は容易である。今後はより厳格な審査が望まれる。

①不納欠損処理について

破産者に対する貸付金が875,871円残っている。所定の回収手段をとり、回収不能の場合には不納欠損処理をすべきである。この手続は、議会に諮る必要等があるため、今まで実施されたことがなく、回収不能債権が貸付台帳上残ったままとなっている。

⑦延滞者に対する処理について

延滞整理の現状の手続は下記のとおりである。



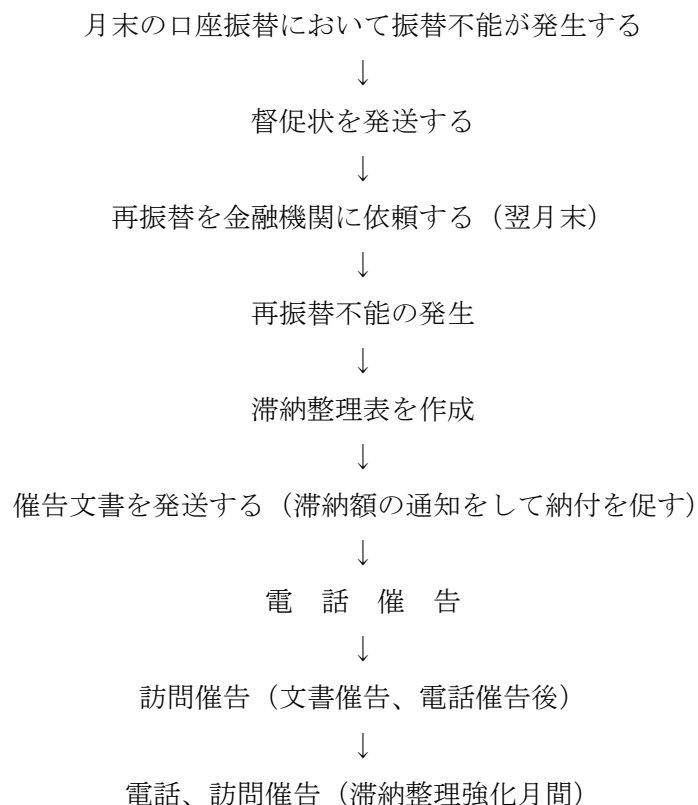
延滞があった場合、口座振替不能通知書が作成され、振替不能になった人に再振替の通知が郵送される。2回延滞があると未納者一覧表に基づき滞納者に電話催告し、滞納整理強化月間には訪問催告する。延滞整理表が作成され、滞納整理の状況がフォローされている債務者もいるが、全ての延滞者について作成されているわけではない。

平成12年度では、延滞者件数178件中67件について延滞整理表が作成され、債務者の延滞整理の状況がフォローされている。延滞整理表の作成先については、おおむね金額の大きな先が選ばれているようであるが、明確な基準があるわけではない。

したがって、延滞者の督促状況の記録としては不十分であり、全ての延滞者につき延滞整理表を作成し延滞整理の記録の整備、延滞の防止、延滞額の減少に努めるべきである。

なお、上記の点については平成13年10月から下記のように催告の手続が改められた。

記



上記のように、全ての滞納者につき滞納整理表が作成され催告や交渉の記録が残されるように改められた点は評価できる。今後はこの滞納整理表に基づき滞納常習者には強硬な手段をとり得ることとなった。

しかし、今までは延滞整理表が未整備であったため、滞納があってもひたすら納付を促すだけで、保証人に対する履行の請求すら不十分であり、債権回収に有力な手段をとってこなかった点は大きな欠陥であったといわざるを得ない。

㊥提案

市の貸付制度ではあるが、勤労者融資制度など他の多くの貸付金制度で見られるように、金融機関に事務を委託する方法もある。無利息の者に対する貸付であれば、利息を補助すればよいし、保証は保証協会に委託し無利息の者の場合には保証料も補助する。倉敷市の管理費用とその効果を勘案して決定すべきである。

3. 奨学資金貸付金

(1) 制度の概要

㊦制度の目的

人物、学業成績が優秀でありながら、経済的理由によって修学することが困難な者に対して学資を支給し、修学を経済的に援助することにより、教育の機会均等を図り、また、社会に貢献する人材を育成することを目的とする貸付金である。

貸付単価

種 類	金 額
高等学校、高等専門学校、看護学校(准看護学校を含む) 理学療養士及び作業療養士養成施設	月額 10,000 円
大学、短期大学	月額 40,000 円

返還額

卒業後 8 カ月の据置きの後、奨学金均等償還基準表に基づき返還(無利子)

	高校生	短大生	大学生	医大生
貸付限度	360,000 円	960,000 円	1,920,000 円	2,880,000 円
返還期間	5 年	6 年	10 年	15 年
返還年賦額	72,000 円	160,000 円	192,000 円	192,000 円

①平成 12 年度実績

新規貸付

高校生 1 人

大学生 30 人

貸付実績

	採用年度	人数	貸付単価	年額
高校生等	10 年度	1 人	10,000 円	120,000 円
	11 年度	1	10,000	120,000
	12 年度	1	10,000	120,000
大学生等	9 年度	17 人	35,000 円	7,140,000 円
	10 年度	18	35,000	7,560,000
	11 年度	27	35,000	11,340,000
	12 年度	30	40,000	14,120,000
合 計				40,520,000 円

返還額

現年度分調定額 30,251 千円

滞納繰越分調定額 1,688

合計 31,940

うち収入済額 30,136

収入未済額 1,804

(2) 監査結果

223,583 千円の残高の内 1,804 千円の滞納が存在する。

その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

経済的理由によって修学することが困難な者に対する貸付制度であるが、実際の運営はかなりの高額所得家庭の子弟にも貸付をおこなっている。制度の趣旨からして何らかの所得制限を設けるか高額所得者の子弟にはある程度の利子を徴収することが妥当である。

4. 地域総合整備資金貸付事業貸付金

(1) 制度の概要

倉敷市地域総合整備資金貸付要綱（平成 10 年 6 月 16 日告示第 225 号、最終改正平成 12 年 5 月 10 日告示第 236 号）にもとづき、地域の振興、地域経済の活性化と魅力あるふるさとづくりを行うことを目的として、民間事業者が事業に要する資金を調達する場合、倉敷市が金融機関と共同して無利子で資金を融資する制度。

㊦貸付対象者

株式会社、有限会社及び民法 34 条に規定された法人（社会福祉法人、医療法人、学校法人等第 3 セクターも対象）

ただし、金融業を営む法人及び国又は地方公共団体が全額出資している法人は除く。

㊧貸付対象費用

❶設備の取得等に係る費用

❷試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料等）

㊨貸付対象期間： 4 年以内

㊩貸付対象事業

市長が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のいずれにも該当するもの。

❶公益性、事業採算性、低収益等の観点から実施されるもの

❷事業の営業開始に伴い、事業地域内において 5 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの

❸事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が 2 千 5 百万円以上のもの

❹用地取得等契約後 5 年以内に事業の営業開始が行われるもの、ただし原則として第三者に売却または分譲することを予定する施設、風営法に規定する風俗営業、性風俗特殊営業の用に供される施設を整備する事業は除外する。

㊪貸付額

❶事業の貸付対象費用に係る借入総額（用地取得費は除く。）の 20% 以内

❷5 百万円以上 6 億円以内（平成 11 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間は 5 百万円以上 7 億円以内）

※複合施設（事業が年度を超えて複合的に整備される事業）5 百万円以上 9 億

円以内（平成 11 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間は 5 百万円以上
10 億円以内）

㊦貸付利率： 無利子

㊧貸付期間： 15 年（5 年の据置期間をふくむ。）以内

㊨償還方法： 元金均等半年賦償還

㊩債権の保全等

貸付に当たっては、金融機関等の連帯保証が必要

㊪貸付実績

❶平成 10 年度：1 億円

平成 11 年度：1 億円

❷貸付対象者：両年度とも同じ貸付先の 1 件のみ

❸平成 12 年度末残高：196, 154 千円

（2）監査結果

特に指摘する事項はない。

（3）意見

この制度は、「広報くらしき（平成 10 年 8 月 379 号）」にて「ふるさと融資制度の実施」と題して広報が行われており、当該融資制度の積極活用によりさらなる地域振興、地域経済の活性化が望まれるところではあるが、「広報」掲載が 1 回のみのため広く事業者には知られていないとは思えない。折角の借入をするものにとっては魅力ある融資制度であるのだから「広報」に 1 年に 1 度ぐらいは掲載してもよいのではないか。

5. 生業資金貸付金

（1）制度の概要

㊦制度の目的

同和対策事業の一環として、生業に必要な資金が不足するため自立更生が困難な者に対し下記の条件で生業資金を貸し付けることにより、その自立更生を図る目的で行われたが、平成 6 年度に廃止となっている。

記

貸付限度額

1 件につき 600,000 円以内

貸付条件

❶据置期間：貸付の日から 1 年以内

❷償還期間：据置期間経過後 14 年以内

❸貸付利息：無利子

①制度の現状

昭和 39 年度より平成 5 年度までの 30 年間で、貸付件数 511 件、貸付総額 1 億 9,629 万円である。

平成 12 年度末で、収入済額(無利子につき元本回収額と同額)は 1 億 57,298 千円であり貸付総額に対する割合は 80.14%となっている。平成 12 年度末の貸付金残高は 38,992 千円である。

⑦回収実績 (平成 12 年度)

調定額 37,935 千円 (うち現年分 1,817 千円、滞納繰越分 36,118 千円)

うち収入済額 2,498 千円 (うち現年分 1,121 千円、滞納繰越分 1,377 千円)

収入未済額 35,437 千円 (うち現年分 696 千円、滞納繰越分 34,741 千円)

(2) 監査結果

平成 12 年度の収入率 (調定額のうち収入済額の占める割合) は 6.58%であり、滞納繰越分の収入率は 3.81%と非常に低い状況である。

その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

(2) 監査結果のところで指摘しているように、収入率が非常に低い。以下「1. 住宅新築資金等貸付金の (3) 意見の⑦滞納貸付金について」(P12) に述べていることと同じ。

6. 結婚資金貸付金

(1) 制度の概要

⑦制度の目的

同和対策事業の一環として、経済的理由により結婚に必要な資金が不足する低所得者に対し下記の条件で結婚資金を貸し付けることにより、経済的自立と生活意欲の向上を図る目的で行われたが、平成 9 年度に廃止となっている。

記

貸付限度額

1 件につき 600,000 円以内

貸付条件

①据置期間：貸付の日から 6 ヶ月

②償還期間：据置期間経過後 10 年以内

③貸付利息：無利子

①制度の現状

昭和 54 年度より平成 8 年度までの 18 年間で、貸付件数 164 件、貸付総額 9,020 万円である。

平成 12 年度末で、収入済額(無利子につき元本回収額と同額)は 69,064 千円であり貸付総額に対する割合は 76.57%となっている。平成 12 年度末の貸付金残高は 21,136 千円である。

⑦回収実績（平成 12 年度）

調定額 16,422 千円（うち現年分 2,860 千円、滞納繰越分 13,562 千円）

うち収入済額 2,851 千円（うち現年分 1,965 千円、滞納繰越分 886 千円）

収入未済額 13,571 千円（うち現年分 895 千円、滞納繰越分 12,676 千円）

（2）監査結果

平成 12 年度の収入率（調定額のうち収入済額の占める割合）は、17.36%であり、滞納繰越分の収入率は 6.53%とさきの「生業資金貸付金」程ではないにしても低い状況である。

その他には、指摘する事項はない。

（3）意見

（2）監査結果のところで指摘しているように、収入率が非常に低い。以下「1. 住宅新築資金等貸付金の（3）意見の⑦滞納貸付金について」（P12）に述べていることと同じ。

7. 高額療養費貸付金

（1）制度の概要

高額療養費の対象になる一部負担金の支払が一時的に困難な者に対し、保険料の滞納がないことを条件に、その支払に必要な資金を貸し付けることにより療養の確保と生活の安定を図ることを目的とする。

貸付限度額は高額療養費の 90%であり、貸付金の返還は、貸付の申請と合わせて申請する高額療養費を充てるため貸付金の回収は保証されている。

平成 12 年度貸付額は 100,721 千円であり、年度末残高は 10,160 千円である。

（2）監査結果

特に指摘する事項はない。

（3）意見

貸付申請書の記載事項に傷病名の欄があるが、記載されている例が殆んどなく、もし必ず記載しなければならないということになればプライバシー保護の問題になる恐れもあると思われるため記載の必要性を検討すべきである。

8. 浴槽設置資金貸付金

(1) 制度の概要

㊦制度の目的

生活環境を改善するために、倉敷市浴そう設置資金貸付条例（昭和 48 年 9 月 28 日条例第 67 号）に基づき、昭和 48 年度から昭和 62 年度にわたって貸付けたもの。
条件は下記のとおり。

記

貸付限度額	80,000 円以内
貸付条件	❶貸付期間：80 ヶ月以内 ❷貸付利息：無利子 ❸償還方法：資金交付の月の翌月から均等償還の方法により月賦償還

㊦制度の現状

昭和 48 年度より昭和 62 年度までの 15 年間で、貸付件数 285 件である。

平成 12 年度末の貸付金残高は 1,805 千円である。

㊦回収実績（平成 12 年度）

調定額	1,838 千円
うち収入済額	33 千円
収入未済額	1,805 千円

(2) 監査結果

平成 12 年度の収入率（調定額のうち収入済額の占める割合）は、1.80%であり、非常に低い状況である。

その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

（2）監査結果のところで指摘しているように、収入率が非常に低い。以下「1. 住宅新築資金等貸付金の（3）意見の㊦滞納貸付金について」（P12）に述べていることと同じ。

9. 環境改善資金貸付金

(1) 制度の概要

㊦制度の目的

生活環境を改善するために、倉敷市環境改善資金貸付規則（昭和 54 年 8 月 20 日）

に基づき、電話、水道、ガス（プロパンガスを含む。）の整備に要する資金を昭和 54 年度から昭和 62 年度にわたって貸付けたもの。条件は下記のとおり。

記

貸付限度額	1 世帯につき 200,000 円以内
貸付条件	①据置期間：貸付の日から 6 ヶ月 ②償還期間：据置期間経過後 5 年 ③貸付利息：無利子

①制度の現状

昭和 54 年度より昭和 62 年度までの 9 年間で、貸付件数 43 件である。

平成 12 年度末の貸付金残高は 1,164 千円である。

⑦回収実績（平成 12 年度）

調定額	1,347 千円
うち収入済額	183 千円
収入未済額	1,164 千円

（2）監査結果

平成 12 年度の収入率（調定額のうち収入済額の占める割合）は、13.59%であり、非常に低い状況である。

その他には、指摘する事項はない。

（3）意見

（2）監査結果のところで指摘しているように、収入率が非常に低い。以下「1. 住宅新築資金等貸付金の（3）意見の⑦滞納貸付金について」（P12）に述べていることと同じ。

第 3 貸付金の制度全般に関する意見

1. 融資制度の見直しについて

補助金については、平成 9 年倉敷市補助金等審議会が設置され抜本的見直しが行われ、平成 13 年度中には倉敷市内部の組織による見直しが行われている。しかし、貸付制度全体を対象とした見直しとなると、それを担当する部署がないため、いまだに行われたことがない。

経済政策、社会政策や各種の行政政策上の目的のため、倉敷市は民間等に対して必要資金の貸付を行っているが、その目的から無利子あるいは低利子であり、貸付期間は長期間に及ぶものが多い。そういった性格を有する貸付金制度を、経済性、効率性、

有効性の観点から定期的にあるいは随時見直していくことは重要である。

補助金の場合のように、貸付金の組織的見直し制度を設けるべきである。

2. 貸付金の管理業務の強化について

(1) 残高管理の導入

貸付期間は、通常長期間に及ぶことが多いため、一旦発足した貸付制度は廃止後も相当の期間にわたって回収を中心とした債権管理業務が必要となってくる。そのうち残高管理について指摘したい。

公会計では単式簿記のため残高管理が不得手である。例えば、「水洗便所改造資金貸付金」は小口で件数が数千件単位に上ることもあって、決算時点の個々の債権額を集計した貸付金の総額が把握されるのは、翌年度になってからである。企業会計のように複式簿記を行っていれば、決算時点では必ず会計帳簿上の貸付金残高（総勘定元帳残高）と貸付金台帳の債権残高（補助簿残高）を照合するため、このようなタイムラグは許されない。

少なくとも、コンピューターシステムを改良して、適時（毎月等）に債権残高を把握できるようにすべきである。その上で、サンプリングによる残高確認手続の実施を検討すべきである。残高確認手続とは、倉敷市の把握する債権残高と債務者の把握する残高を直接確認することによって残高の正確性を確かめる手続である。帳簿上の残高が必ず正しいという保証はなく、不正及び誤謬は生じ得る。例えば、回収担当者が、私的に貸付金の回収金を使い込んでいても現状では短期間に発覚することは不可能と思われる。このような場合に債務者に直接残高を確認することは、不正及び誤謬を未然に防ぐ有効な手続である。この残高確認の手続は、監査事務局にとっては強力な監査技術となる。

(2) 債権回収業務の強化

次に債権回収業務である。債権回収は、債権回収のプロである金融機関にとっても簡単な仕事ではない。まして、倉敷市の職員にとってはなおさらである。しかも市の担当者は定期的に異動し、全く経験のない者が担当することもあり得る。担当者にとって、債権回収業務は自ら進んで担当するような仕事ではないかもしれない。

しかも、専門的な知識と経験がなければ簡単にできる仕事でもない。今後不良債権が増加していくことを考えると、組織的に、債権回収業務の強化を検討すべきである。債権回収の素人が回収強化月間だけ駆り出されて督促をするだけでは不十分である。債権回収の専任者を決め、日々管理することが重要である。

債務者が企業もしくは個人事業者の場合には、債務者の状態（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先等）にもよるが、債務者の状況を適時に把握する必要があるため、毎月の残高試算表の入手と分析、その月の概況説明、向こう3ヶ月間の資金計画、決算見通し等の聴取は当然実施しなければならない。回収可能性に応じて担保についても検討する必要がある。いわゆる単年度転がしによる貸付で

あっても、実質上長期貸付となっているものは、同様の管理が必要である。

債務者が事業者でない個人の場合には、債務者の状況把握に加えて延滞整理票の充実、債務者、保証人への連絡及び面談、その他必ずしも経済的に割り切れない感情面にも配慮を要する。

これらは経験の浅い者にできる仕事ではない。職員の再教育、専門家の養成、あるいは場合によっては外部委託等、経済性、効率性、有効性の観点から考えていかなければならない課題である。

3. ペイオフについて

平成14年4月以降ペイオフが解禁される。倉敷市が保有している預金は勿論のこと、預託金方式で金融機関に貸し付けているものもペイオフの対象になるのだということを知覚して、市民からの大事な税金を預かっているのだという認識のもと、預託先を厳しく選別し回収不能によるリスクを少しでも回避する努力をすべきである。

第4章 利害関係

監査の対象とした特定の事件につき、私は地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上